

農政－1 北海道米プロモーションについて

○ 北海道米プロモーションとは

北海道米食率向上戦略会議（事務局：北海道農政部生産振興局農産振興課）では、北海道米をより多くのみなさまに食べていただくため、道内の主要なコンビニ・スーパー等と連携し、年間通じて北海道米のプロモーションを展開しています。

○ 参加企業

(株)セコマ、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ファミリーマート、

(株)ローソン

イオン北海道(株)、(株)イトーヨーカ堂、生活協同組合コープさっぽろ、

サザエ食品(株)、(株)産直、(株)ダイイチ、(株)東光ストア、(株)藤丸、(株)豊月、

北雄ラッキー(株)、ホクレン農業協同組合連合会、

(株)北海道ジェイアール・フレッシュネス・リテール、(株)ラルズ

(株)札米、佐藤水産レストラン(株)、(株)千野米穀店、

(株)リクルート北海道じゃらん

【問い合わせ】

農政部生産振興局農産振興課こめ係

電話 011-204-5435（ダイヤルイン）

農政一 2 海外悪性伝染病侵入防止対策にご協力を！

現在、近隣諸国ではASF（豚の悪性伝染病）等の海外悪性伝染病が発生し、畜産業を中心に大きな影響が生じています。

近年、道内では、海外からの観光客、外国人技能実習生、留学生等の訪日外国人が増加していますが、これらの外国人や帰国者が海外から肉製品等を持ち込んでしまうことがあります。

肉製品等が日本国内に持ち込まれると、これを介して、家畜の海外悪性伝染病が侵入してしまう可能性があるため、北海道の空の玄関口である新千歳空港を中心に、国の検疫探知犬が肉製品の探知活動を行っており、北海道庁でも関係機関の方々と連携し、肉製品の持ち込みを防止すべく広報キャンペーンなどに協力しています。

世界に誇る北海道の酪農・畜産を守るため、道民の皆様におかれましても、次の点に注意して、海外悪性伝染病の侵入防止にご協力ください。

- 海外から肉製品等を持ち込まないようにしましょう。
- 過去1週間以内に海外から来た人や帰ってきた人、当日に他の畜産関係施設に入った人は、農場に入らないようにしましょう。
- 農場に入るときは、農場の指示に従って手や靴の消毒を徹底しましょう。

～検疫探知犬による探知活動の流れ～



手荷物検査場で、
旅客の手荷物の臭いをかいで
肉製品を探します。



検疫対象物（肉製品等）を
発見すると座り込んで
ハンドラーに知らせます。



ハンドラーからの知らせを
受けた家畜防疫官が手荷物検査
を実施します。

【問い合わせ】

農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生係

電話 011-204-5441 (ダイヤルイン)

農政－３ 鳥インフルエンザ対策にご協力を

野鳥との接触などに注意しましょう。

鳥インフルエンザは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常、ヒトには感染しないと考えられています。また、肉や卵を食べることによってヒトに感染することは世界的にも報告されていません。皆様におかれましては、次の点に注意して、ウイルスが広まることを防ぎましょう。

- ・ 鶏などの飼養農場には、必要がない限り立ち入らないようにしましょう。
- ・ ペットとして鳥類を飼育している方は、野鳥が近づかないように気をつけましょう。
- ・ 死んだ野鳥や弱っている野鳥を見つけても、素手で触らないでください。（最寄りの総合振興局・振興局環境生活課に連絡してください。）
- ・ 鳥のフンなどに触ったら、手洗いとうがいをしましょう。
- ・ ウイルスがほかの地域に運ばれるおそれがあるので、野鳥のいる水辺などを訪れたときは、念のため靴底を洗いましょう。

【問い合わせ】

農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生係

電話 ０１１－２０４－５４４１(ダイヤルイン)

環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係

電話 ０１１－２０４－５２０５(ダイヤルイン)

農政－４ 農業経営の法人化や企業連携の相談窓口を設置しています

北海道では、地域農業を担う多様な担い手の育成・確保を図るため、農業経営の法人化や生産者と民間企業との連携、企業の農業参入など、様々なご相談を受け付ける窓口として、農政部農業経営課に「企業連携・農業法人化サポートデスク」を開設しています。

農業経営の法人化や企業との連携に関心をお持ちの生産者・団体、企業の皆様、まずはご相談ください。

【問い合わせ先】

農政部農業経営局農業経営課「企業連携・農業法人化サポートデスク」

電話 ０１１－２０６－７３６４（ダイヤルイン）

農政－５ 米トレーサビリティー法の施行について

～お米の産地名が消費者の皆さまに分かるよう産地情報のリレーが行われています～

【米トレーサビリティー法とは】

米・米加工品の産地情報を消費者まで伝達することや、問題が発生した場合などに流通ルートをやかに特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存することを義務づけるものです。

○産地情報の伝達をしましょう。

- ・ 消費者への産地情報の伝達

消費者に米・米加工品を販売する場合には、産地情報の伝達を行うことが必要です。

また、外食店等では、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

- ・ 事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地情報の伝達が必要です。

○取引等の記録の作成・保存をしましょう。

事業者は、米・米加工品の① 取引、② 事業所間の移動、③ 廃棄などを行った場合には、その記録を作成し、保存することが必要です。

米トレーサビリティー制度の概要やQ&Aについては、下記URLからご覧になることができます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/kome/ind>

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.htm

【問い合わせ先】

農政部生産振興局農産振興課こめ係

電話 011-204-5982（ダイヤルイン）

農政一六 「年末年始食べきりキャンペーン」の実施について

食品ロスとは、本来は食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいいます。

国の推計によると、平成29年度の食品ロス量は約612万トンで、毎日1人当たり、およそ茶碗1杯分のご飯に相当する量を捨てていることとなります。

年末年始は、外食やデリバリーなどの利用が多くなる時期となることから、おいしく残さず食べきろう！をスローガンに「年末年始食べきりキャンペーン」を12月から1月に実施します。

外食では、適量注文「もったいない」をなくそう！

おうちでは、食べきれなかったご馳走はリメイクしよう！

この機会に実践してみたいかどうかがでしょうか



大地くん(右)とめぐみちゃん(左)

■飲食店や事業所の皆さまへ

キャンペーンポスターの掲示について、御協力をお願いします。

本キャンペーンについてお問い合わせ先については、下記ページをご確認ください。

○北海道農政部食の安全推進局食品政策課

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/syokuiku/tabekiri_campaign.htm

○どさんこ愛食食べきり運動の詳細はこちら

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/data/advance/leftover.htm>

【問い合わせ】

農政部食の安全推進局食品政策課調整係

電話 011-204-5427 (ダイヤルイン)

農政一7 毎月19日は「食育の日」

道では、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」の取組を進めています。

「食育の日」は、食育の取組を継続的に展開し、より一層の定着を図るための機会として、国の「食育推進基本計画」により定められ、食育の「育（いく）」という言葉が「19」という数字を連想させることから、毎月19日とされています。

皆さま、この「食育の日」に、毎日の生活を支える「食」について、あらためて考えてみませんか？道の食育の取組はホームページをご覧ください。

【問い合わせ】

農政部食の安全推進局食品政策課調整係

電話 011-204-5427（ダイヤルイン）

農政－8 北のめぐみ愛食レストランの認定について

道では、地産地消をはじめとする愛食運動の普及と道産食材の一層の利用を促進するため、道内において道産食材を使用したこだわり（自慢）料理を提供し、北海道食材の素晴らしさを利用者の皆さまに伝えていただける外食店や宿泊施設を「北のめぐみ 愛食レストラン」として認定しています。

令和2年(2020年)3月末現在、330店が認定されています。

平日のランチに、また、旅行の途中など、是非、愛食レストランをご利用いただきますようお願いいたします。

○北のめぐみ愛食レストランについてはこちら

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/data/restaurant-index.htm>

【問い合わせ】

農政部食の安全推進局食品政策課6次産業化推進係

電話 011-204-5432（ダイヤルイン）

農政一〇 毎月第3土曜日と日曜日は「愛食の日」です！

道では、「愛食運動」の一環として、地元で獲れた農水産物を地元で消費する「地産地消」を進めており、特に毎月第3土曜日、日曜日を、道民みんなで身近な道産食品の良さを理解し、愛用を進める日、「愛食の日」（どんどん食べよう道産DAY）に設定し、包括連携協定企業と連携し、ロゴマークを使用した普及啓発活動を展開しています。

食事の際には積極的に道産食品を利用するなど、いつも以上に地産地消を進めてくださいますようお願いいたします。

【問い合わせ】

農政部食の安全推進局食品政策課6次産業化推進係

電話 011-204-5432（ダイヤルイン）

農政－１０ 「麦チェン！北海道」の推進について

道では、平成２１年度から、生産から流通、消費に至るすべての関係者が一体となって、輸入小麦から道産小麦への利用転換を図る「麦チェン」に取り組み始めました。

安全・安心な北海道産小麦を使って、食べて、みんなでおいしく、地域を応援しましょう。

北海道の大地と太陽、小麦の穂で「笑顔」をイメージした麦チェンのマークは、道産小麦の美味しさや安全性によって誰もが笑顔になれることを表現しています。小麦製品を食べるときは、ぜひこのロゴマークを気にかけてみてください。

また、道産小麦のおいしさや魅力をPRしていただける「麦チェン！サポーター店」を募集しています。認定店は道のホームページなどで広く紹介しますので、ぜひご応募ください。

詳しい情報については、ホームページで「麦チェン」と検索してください。

【問い合わせ】

農政部食の安全推進局食品政策課６次産業化推進係

電話 ０１１－２０４－５４３２（ダイヤルイン）

農政－１１ YES!clean 表示制度について

道では、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、環境との調和に配慮したクリーン農業を推進しています。このクリーン農業への理解と取り組みの一層の拡大を図るため、一定の基準を満たした農産物に、YES!clean マークを表示する「北のクリーン農産物（YES!clean）表示制度」には、令和２年（2020年）３月末時点で、で、５０作物、２５７集団が登録されています。

YES!clean 農産物は次のマークが目印ですので、お買い物にお役立てください。



北海道安心ラベル

【問い合わせ】

農政部食の安全推進局食品政策課クリーン農業係

電話 ０１１－２０４－５４３１（ダイヤルイン）

農政－１２ 「北海道らしい食づくり名人」制度について

北海道には、地域ごとに特色のある風土と食材があり、固有の食文化があります。

こうした地域の食材や食文化を生かして「食」にかかわる活動を行っており、食の知恵と技を持つ方々を「食づくり名人」として登録し、紹介することで、食文化の伝承や新たな食品づくりを担っていただくのが、「北海道らしい食づくり名人」制度です。

令和２年(2020年)３月末現在、農林水産業の生産者や加工業者、シェフなど、食に関わるさまざまな分野で１６０名の名人が登録され、各地域で活躍しています。

食づくり名人に関心のある方は、「北海道らしい食づくり名人」と検索してください。

【問い合わせ】

農政部食の安全推進局食品政策課調整係

電話 ０１１－２０４－５４２７（ダイヤルイン）

農政－13 北海道農業・農村情報誌「コンファ」の発行について

道では、広く道民の皆さまに本道の農業・農村の姿や、その果たしている様々な役割について理解していただくことを目的に、平成10年度から情報誌「confa（コンファ）」を年2回発行しています。

「confa（コンファ）」は、Consumer（消費者＝道民）とFarmer（農業者）のConsensus（合意）から名付けたもので、「消費者と農業者がもっとふれあえるように」「都市と農村をつなぐ架け橋になりたい」との想いを込めています。

冊子は、本庁舎1階道民ホールや各（総合）振興局農務課のほか、道の駅、市町村の施設などでも配布しています。

ホームページでもバックナンバーを公開していますので、ぜひご覧ください。

○「confa（コンファ）」のバックナンバーはこちら

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsi/seisakug/confa.htm>

【問い合わせ】

農政部農政課政策調整係

電話 011-204-5376（ダイヤルイン）